

国立大学法人上越教育大学福利厚生施設に対する固定資産貸付の公募

国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）大学会館において、学生及び教職員等（以下「学生等」という。）に対する福利厚生事業の一環として、理容事業者に固定資産（不動産及び附帯物品）を貸付します。

1. 固定資産貸付に付する事項

- (1) 貸付事業
国立大学法人上越教育大学理容事業
- (2) 事業内容
本学の大学会館において、学生等の福利厚生施設として固定資産貸付方式による理容室の営業（以下「営業」という。）を行う。
- (3) 事業の趣旨
学生等に対する福利厚生の一環として、安心・安全かつ健康面に配慮し、サービス内容及び価格面において学生等の満足が得られる理容室の運営業者を選定することにより、学生等の福利厚生を充実させることを目的とする。
- (4) 貸付期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
- (5) 事業場所
新潟県上越市山屋敷町1番地 上越教育大学大学会館内2階理容室

2. 募集の条件等

本学の学生等に対する福利厚生事業の趣旨を理解し、積極的に協力できる者であり、次の各号に定める要件を満たす者とします。

- (1) 過去に3年以上、理容室を営業した又は勤務した実績を有するもの、若しくは同様の者を派遣できる事業主であること。
- (2) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (3) 直近の3年間において、理容事業に係る行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 結核、皮膚疾患その他特定の伝染性疾病がない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例の規定に該当しない者であること。

3. 応募書類の交付

交付期間：令和5年12月18日（月曜日）～令和6年1月11日（木曜日）
土日、祝日及び年末年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）を除く
9時から16時まで
交付場所：上越教育大学施設課（下記担当を参照）

4. 提案書の提出方法等

- (1) 提案書の提出方法
公募要領に定めたとおり。
- (2) 提案書の提出期限
提出期限：令和6年2月2日（金曜日）17時必着

5. 審査方法

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、書類審査及びヒアリングで選定する。

6. 不動産貸付料等

本学学生等が直接利用することを目的とするため、不動産貸付料及び物品の貸付料は無償とする。

7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

令和5年12月18日

国立大学法人上越教育大学長
林 泰 成

【本件担当、連絡先】

住所：〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地
担当：上越教育大学施設課（担当：草間）
電話：025-521-3264（ダイヤルイン） FAX：025-521-3269
E-mail：shisetsu@juen.ac.jp